

聴覚障害者制度改革推進兵庫本部の公開質問状の回答一覧 兵庫2区…神戸市(兵庫区・北区・長田区)

候補者名	向山好一(民主党)	赤羽一嘉(公明党)	貫名ユウナ(日本共産党)
1. 障害者総合支援法について	(回答無し)	<p>障害者総合支援法について、公明党は、盲・ろうあ障がい者などに対して行うコミュニケーション支援事業が促進されるよう、市町村と都道府県の役割分担を明確化するよう主張し、反映させることができました。</p> <p>今後は、ご指摘の「視聴覚障害者の意思疎通支援事業」における地域間の格差や、予算措置等の問題について、政府の検討状況を注視してまいります。</p>	<p>この度の「障害者総合支援法」は障害者当事者の声を聞くことなく、「基本合意」や「骨格提言」をことごとく無視したものです。「視聴覚障害者の意思疎通支援事業」についても、聴覚障害者の定義・範囲、権利としての情報アクセス・コミュニケーション、地域格差の問題、財源の問題などあまりにも不十分な内容となっています。日本共産党は「基本合意」や「骨格提言」、障害者権利条約にもとづき、障害者当事者の声を反映した新法を制定に全力をあげます。</p>
2. 市町村等のコミュニケーション支援事業について		<p>居住する市町村によってうけることができるコミュニケーション支援の範囲、内容が異なるなど、ご指摘いただいた課題につきまして、政府の検討状況を注視してまいります。</p>	<p>上記市町村によって差異があるのはおかしいと思います。手話通訳者・要約筆記者の派遣は公費で行うべきです。その内容は公・私問わず当事者が必要とするコミュニケーションを完全に保障するものとならなければならず、実施する主体は当事者に最も身近な市町村であっても、国の制度として財政的保障が必要です。</p>
3. コーディネーターの身分保障について		<p>意思疎通支援従業者派遣事業における派遣コーディネーター等に関するご指摘を尊重し、政府の検討状況を注視してまいります。</p>	<p>コーディネーターの養成と身分保障は障害者権利条約の精神からも、当然国や、都道府県などで制度化し、定着させることが必要です。</p>
4. 行政機関におけるアクセシブルな情報提供について		<p>行政機関における情報アクセスのバリア解消に向け、政府の検討状況を注視してまいります。</p>	<p>当然、障害を理由とした格差があってはなりません。当面、上記ケースワーカー等の配置を義務づけ、すべての窓口でも対応できるよう手話のできる職員を増やしていきます。</p>
5-1. 参政権が制限されていることについて		<p>公明党は、障がい者のための情報バリアフリー化の推進を掲げ、公共放送などの字幕化の普及推進や、選挙公報やねんきん定期便等の全文の点字か・音声コード化を推進してきました。昨年2月には、総務省より各県の選挙管理委員会に対し、点字や音声による選挙情報の提供促進を求める通知が出されたところです。今後もいっそうの情報バリアフリー化を推進してまいります。</p>	<p>現状は極めて不当であると考えます。これまでも是正の努力をしてきましたが、障害者の政治参加の権利が保障されるよう、早急の法改正も含め努力します。</p>
5-2. 今回の選挙で情報保障を実施するか		<p>ご提案の個人演説会での手話通訳をはじめ、今回の衆議院選挙における聴覚障がい者、盲ろう者に対する情報保障に向け検討してまいります。</p>	<p>当然、公的手段で完全実施すべきですが、党独自に、政見放送には手話通訳者の配置、個人演説会では可能な限り手話通訳者など配置しています。</p>
6. 障害者差別禁止法について		<p>公明党は、障がいを理由とした差別の無い社会を目指す観点から、障がい者の権利擁護のために「障がい者差別禁止法」の制定を目指しています。差別禁止部会で取りまとめられたご意見を尊重しつつ、今後、党内で真摯に議論し、その実現に向けて取り組んでまいります。</p>	<p>意見書では「合理的な配慮の不提供」や「不均等待遇」を差別とするとも求めており、これらの趣旨をふまえた障害者差別禁止法の制定をもとめていきます。障害者差別が生み出されてきた根源には、日本の社会保障制度の貧しさや、憲法が保障する諸権利がすべての国民に行きわたってこなかったこと。とりわけ障害者への対応が不十分なまま放置されてきたことにあります。その意味では、差別をしてきたのは第一義的には国家権力と見る必要があります。一方、差別の対象を国民同士のなかに位置づければ、本来共同すべき国民の中に分断をもちこむことになりかねず、慎重な対応が必要です。</p>
7. 情報・コミュニケーションを保障する法		<p>ご指摘のように、社会のあらゆる分野における情報バリアフリー化の推進のためには、障がい者の情報アクセスやコミュニケーションを保障する法整備</p>	<p>現在の法制度下でもできることを完全に実現できるよう全力をあげるとともに、不十分なところについては新しい法制定が必要です。</p>

<p>律等の必要性について</p>		<p>が必要であると考えます。</p>	
<p>8. その他障害者施策について</p>		<p>公明党は、障がい者の所得保障を充実させるために、新たな福祉的給付の創設に伴う障害基礎年金の加算措置を着実に実施するとともに、障害年金支給要件の緩和にも取り組みます。</p> <p>また、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、高齢化の対応を含めた福祉基盤の整備を図るとともに、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリーの推進、「障がい者差別禁止法」「成年後見制度利用促進法」の制定を目指します。</p>	<p>「障害者自立支援法」は廃止し、「障害者権利条約」にもとづいて「基本合意」や「骨格提言」を全面的に実践できる新しい法律を障害者関係者が参加して制定することが、何より肝要です。</p> <p>また、現存の作業所などが財政圧迫のため存続に大変な苦勞を続けています。特別な公的支援強化とともに、様々な支援活動を応援したい。</p>